九州産業交通株式会社株式の譲渡について

平成 17 年 7 月 25 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
九州産業交通株式会社

2. 経緯
対象事業者につきましては、平成 15 年 8 月 28 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。同年 11 月 27 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 2 月に減増資を実行しました。その後、機構は対象事業者の事業運営を様々な角度から支援し、その再生に一定の目処が立ったことから株式譲渡のためのプロセスを進め、今般譲渡の決定にいたったものです。なお、譲渡先は、株式会社エイチ･アイ･エスとエイチ･エス証券株式会社が主体となって出資する「HIS-HS 九州産交投資組合」であり、本決定を受けてただちに株式譲渡契約を締結しました。今後機構は、HIS-HS 九州産交投資組合によって行われる株式公開買付けに応募することで本年 9 月下旬までに株式の譲渡を完了する予定です。

3. 出資額等
機構は対象事業者に対し、3.5 億円の現金出資と一部債権（約 3.5 億円相当）の株式化により、議決権割合の 67.03%に当たる普通株式を保有しております。今般かかる普通株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内３－３－１　新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構　企画調整室
電話番号　03-6212-6437